

## 別添

### I 改正の概要

#### ○ 法定耐用年数及び資産区分の見直し

平成 20 年度税制改正において、機械及び装置の耐用年数表について日本標準産業分類の中分類を基本とした資産区分の整理が行われ、55 区分(改正前は 390 区分)とされるとともに、各資産に係る法定耐用年数が見直され、耐用年数省令の別表の改正が行われました(改正後の各資産に係る耐用年数表については、「Ⅲ 耐用年数表」を参照。)

また、この改正に伴い、以下のとおり規定が整備されました。

なお、これらの改正は、平成 21 年分の所得税から適用されます(改正耐規附則 2、改正所規附則 4 ①)。

##### (1) 減価償却資産の範囲の見直し

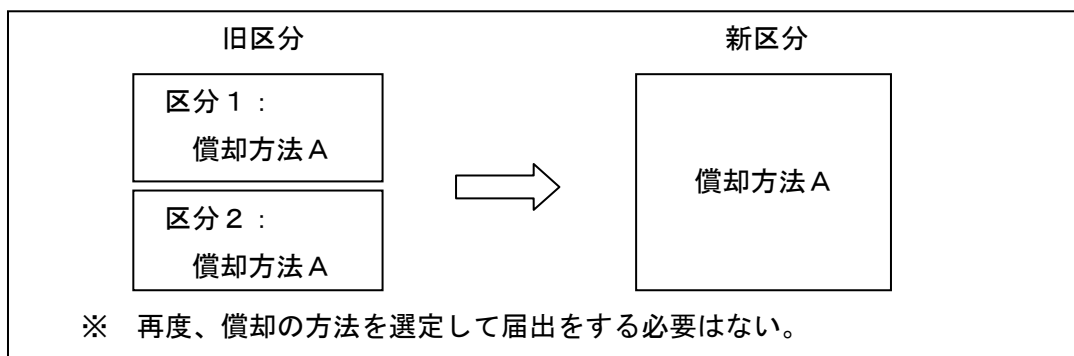
減価償却資産の範囲に、キウイフルーツ樹及びブルーベリー樹が新たに追加されました(所令 6 九口)。

##### (2) 減価償却資産の償却の方法の選定単位に関する経過措置

減価償却資産の償却の方法の選定単位は、原則として、耐用年数省令の別表に定められている種類ごとに選定することとされていることから、異なる区分の減価償却資産が一区分に括られた場合について、次の経過措置が設けられました(改正所規附則 4)。

##### イ 異なる旧区分に属する減価償却資産について同一の償却方法を選定している場合

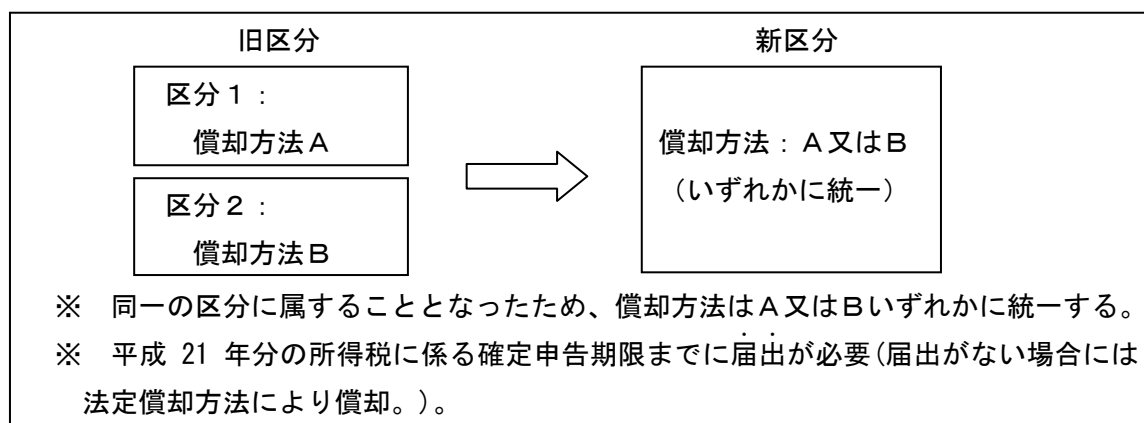
平成 21 年分の所得税について、異なる旧区分に属する減価償却資産につき同一の償却の方法を選定している場合において、その異なる旧区分に属する減価償却資産が同一の新区分に属することとなったときは、その同一の新区分に属することとなった減価償却資産につきその同一の償却の方法を選定したものとみなすこととされました(改正所規附則 4 ②)。



##### ロ 異なる旧区分に属する減価償却資産について異なる償却方法を選定している場合

平成 21 年分の所得税について、異なる旧区分に属する減価償却資産につき異なる償却の方法を選定している場合において、その異なる旧区分に属する減価償却資産が同一の新区分に属することとなった場合において、平成 21 年分の所得税に係る確定申告期限までに一定の事項を記載した届出書(手続上は「所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」(P35 参照)を提出することとなります。)を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その変更承認があったものとみなすこととされました(改正所規附則 4 ③)。

なお、平成 21 年分の所得税に係る確定申告期限までに、償却の方法の変更をしなかったときは、その新区分に属する減価償却資産につき償却の方法を選択しなかったものとみなして、法定償却方法により償却することとなります(改正所規附則 4 ④)。



※ 1 「旧区分」とは、改正前の耐用年数省令別表第一、第二又は第五から第八までの規定に基づく改正前の所規第 28 条各号に定める種類の区分をいいます。また、2 以上の事業所又は船舶を有する個人で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定している場合にあっては、事業所又は船舶ごとのその区分をいいます(改正所規附則 4 ⑤一)。

※ 2 「新区分」とは、改正後の耐用年数省令別表第一、第二、第五又は第六の規定に基づく改正後の所規第 28 条各号に定める種類の区分をいいます。また、2 以上の事業所又は船舶を有する個人で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定しようとする場合にあっては、事業所又は船舶ごとのその区分をいいます(改正所規附則 4 ⑤二)。

### (3) 耐用年数の短縮が認められる事由の整備

青色申告書を提出する個人の有する減価償却資産について、一定の手続きの下、耐用年数の短縮特例が認められる次の事由の判断については、改正前の耐用年数省令を基に判断することとされました(所令 130①六、所規 30 一、二)。

イ 耐用年数省令に定める一の耐用年数を用いて償却費の額を計算すべき減価償却資産の構成が、その耐用年数を用いて償却費の額を計算すべき同一種類の他の減価償却資産の通常構成と著しく異なることにより、その資産の使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと又は短いこととなったこと。

ロ その資産が機械及び装置である場合において、その資産の属する設備が耐用年数省令別表第二に特掲された設備以外のものであることにより、その資産の使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと又は短いこととなったこと。

### (4) 償却費の額の計算単位の整備

減価償却資産の償却費の額については、耐用年数省令に規定する減価償却資産の種類区分ごとに、その資産の種類についてさらに構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分が定められているものについては、その構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分ごとに、かつ、耐用年数及び償却の方法の異なるものについては、その異なるごとに、その償却の方法により計算した金額とすることとされています。また、2 以上の事業所を有する個人で、事業所ごとに償却の方法を選定している個人については、事業所ごとのこれらの区分ごとに償却費の額を計算することとされています(旧所規 32、所規 33①)。

機械及び装置の種類区分に該当する減価償却資産の償却費の額の計算については、今回の改正にかかわらず、旧耐用年数省令の設備の種類区分ごとに計算することができることとされました(所規 33②)。

## Ⅱ 質疑応答

### (別表第二・適用関係)

問1 別表第二(機械及び装置の耐用年数表)の資産区分が日本標準産業分類の中分類を基本とした資産区分に整理され、「設備の種類」の名称が「〇〇業用設備」と規定されましたが、個々の「機械及び装置」が別表第二に掲げる「設備の種類」のいずれに該当するかは、個人がどのような業種を営んでいるかにより、「設備の種類」を判定するのでしょうか。

〔答〕

機械及び装置の資産区分が日本標準産業分類の中分類を基本とした資産区分に整理されたため、設備の種類が「〇〇業用設備」と規定されています。

しかし、基本的には、個人の営む業種で判断するのではなく、その設備がどの業種用の設備に該当するかにより判定することとなります(所法 49①)。

例えば、食料品製造業を営む個人が印刷設備を取得した場合、その設備は、「印刷業又は印刷関連業用設備」に該当することとなります。

### (別表第二・改正新旧)

問2 別表第二(機械及び装置の耐用年数表)について、改正前の資産区分は、改正後のいずれの資産区分に属しますか。

〔答〕

「Ⅳ 参考」の「別表第二 機械及び装置の耐用年数表における新旧資産区分の対照表」を参照してください。

### (償却費の計算・定率法・定額法)

問3 法定耐用年数が改正された減価償却資産について、改正前の法定耐用年数が10年、改正後の法定耐用年数が8年である場合(平成20年1月に取得した機械装置とする。)、平成21年分の減価償却費の額の計算方法はどのようになりますか。

〔答〕

新しい法定耐用年数は、平成21年分の所得税から適用されます。

したがって、減価償却費の額を新しい法定耐用年数による償却率により計算することとなります。なお、具体的な計算方法は次のとおりです。

【定額法によっている場合】

年分	償却の基礎になる金額 (取得価額)	耐用 年数	償却率	減価償却費	期末未償却残高
	円	年		円	円
20	1,000,000	10	0.100	100,000	900,000
21	1,000,000	8	0.125	125,000	775,000
22	1,000,000	8	0.125	125,000	650,000

【定率法によっている場合】

年分	償却の基礎になる金額 〔取得価額 - 前年までの減価償却費の累計額〕	耐用年数	償却率	減価償却費	期末未償却残高
	円	年		円	円
20	1,000,000	10	0.250	250,000	750,000
21	750,000	8	0.313	234,750	515,250
22	515,250	8	0.313	161,274	353,976

(改正後の耐用年数を超えて使用する減価償却資産の償却費の計算)

問4 平成12年4月に「木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備」を取得し、旧定額法により減価償却費の計算をしています。その耐用年数が10年から8年に短縮されたことに伴い、平成20年末において既に改正後の耐用年数を経過しているときは、平成20年末の未償却残高を一括して平成21年分の必要経費に算入してよいのですか。

〔答〕

旧定額法による減価償却費の計算は、償却の基礎になる金額に耐用年数に応じた償却率を乗じて求めることとされており、前年分までの各年分においてした減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達するまでは、たとえ改正後の耐用年数を経過した年分であっても、改正後の耐用年数に応じた償却率を用いて算出された金額が減価償却費となります。

また、前年分までの減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達している場合には、その達した年分の翌年以後5年間で1円になるまで均等償却することとされています。

したがって、質問の場合、平成21年分以後の減価償却費の計算は、改正後の耐用年数を経過しているかどうかにかかわらず、改正後の耐用年数(8年)に係る償却率(0.125)で行うこととなりますので、平成20年末における未償却残高を一括して平成21年分の必要経費とすることはできません。

(中古資産の耐用年数を簡便法により算定している場合)

問5 平成19年6月に中古の「デジタル印刷システム設備」を取得し、次のとおり、簡便法により算定した耐用年数を適用しています。この設備の法定耐用年数が10年から4年に短縮されましたが、この設備の耐用年数を簡便法により再計算することはできるのでしょうか。

- ・ 法定耐用年数 旧別表第二「75 印刷設備」の10年
- ・ 取得時の経過年数 2年
- ・ 簡便法により計算  $(10年 - 2年) + (2年 \times 20\%) = 8.4年 \rightarrow 8年$

〔答〕

中古資産を取得して事業の用に供した場合、その資産の耐用年数はその事業の用に供した時以後の使用可能期間として見積られる年数によることができることとされています(耐用年数省令3①一)、その年数を見積もることが困難なものについては、次の区分に応じ、それぞれ次の年数(その年数が2年に満たないときは、2年)によることができるという「簡便法」が認められています(耐用年

数省令3①二)。

- ① 法定耐用年数の全部を経過した資産 : その資産の法定耐用年数の20%に相当する年数
- ② 法定耐用年数の一部を経過した資産 : その資産の法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の20%に相当する年数を加算した年数

また、中古資産を取得し、その耐用年数を簡便法により算定している場合において、その後その資産に係る法定耐用年数が短縮されたときには、改正後の耐用年数省令の規定が適用される最初の年分において、改正後の法定耐用年数を基礎にその資産の耐用年数を簡便法により再計算することが認められています(耐用年数通達1-5-7)。

(注) この場合の再計算において用いられる経過年数はその中古資産を取得したときにおける経過年数によることとなります。

したがって、質問の場合、改正後の耐用年数省令の規定が適用される最初の年分である平成21年分において、次のとおり耐用年数を簡便法により再計算することができます。

- ・ 法定耐用年数 別表第二「7 印刷業又は印刷関連業用設備」の「デジタル印刷システム設備」の4年
- ・ 取得時の経過年数 2年
- ・ 簡便法による計算  $(4年 - 2年) + (2年 \times 20\%) = 2.4年 \rightarrow 2年$

#### (短縮特例制度との関係)

問6 食料品製造業を営む個人の有する鶏卵処理加工設備については、平成20年度税制改正によりその耐用年数が従来の8年から10年に延長されることとなりました。耐用年数の短縮制度の適用により、従来どおり8年の耐用年数を適用することは認められますか。

〔答〕

耐用年数の短縮制度とは、減価償却資産について、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由によって、その資産の実際の使用可能期間がその資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合(おおむね10%以上短くなる場合をいいます。)に、あらかじめ納税地を所轄する国税局長の承認を受けることにより、その資産の使用可能期間を耐用年数として、早期に償却することができるという制度です。

法令で定められた短縮事由は次のとおりです(所令130①、所規30)。

- ① 種類等を同じくする他の減価償却資産の通常材質等と著しく異なること。
- ② その資産の存する地盤が隆起又は沈下したこと。
- ③ その資産が陳腐化したこと。
- ④ その資産がその使用される場所の状況に基因して著しく腐しよくしたこと。
- ⑤ その資産が通常修理又は手入れをしなかったことに基因して著しく損耗したこと。
- ⑥ 同一種類の他の減価償却資産の通常構成と著しく異なること。
- ⑦ その資産が機械及び装置で、耐用年数省令別表第二に特掲された設備以外のものであること。
- ⑧ その他上記①～⑦に準ずる事由

平成20年度税制改正により耐用年数が従来の年数よりも延長されたことは上記の短縮事由のいずれにも該当しません。

したがって、質問の場合、他に短縮事由に該当する事実がない限り、耐用年数の短縮制度の対象とはなりません。

### Ⅲ 耐用年数表

#### 別表第二 機械及び装置の耐用年数表

番号	設備の種類	細目	耐用年数
1	食料品製造業用設備		年 一〇
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		一〇
3	繊維工業用設備	炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他の設備 その他の設備	三 七 七
4	木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備		八
5	家具又は装備品製造業用設備		一一
6	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備		一二
7	印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備 製本業用設備 新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備 その他の設備	四 七 三 一〇 一〇



8	化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備 塩化りん製造設備 活性炭製造設備 ゼラチン又はにかわ製造設備 半導体用フォトレジスト製造設備 フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備 その他の設備	五 四 五 五 五 八
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備		七
10	プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）		八
11	ゴム製品製造業用設備		九
12	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備		九
13	窯業又は土石製品製造業用設備		九
14	鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製造業用設備 その他の設備	五 九 一四
15	非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備 その他の設備	一一 七
16	金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備 その他の設備	六 一〇
17	はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（第二〇号及び第二二号に掲げるものを除く。）		一二
18	生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（次号及び第二一号に掲げるものを除く。）	金属加工機械製造設備 その他の設備	九 一二
19	業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（第一七号、第二一号及び第二三号に掲げるものを除く。）		七
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備 プリント配線基板製造設備 フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備 その他の設備	六 六 五 八

21	電気機械器具製造業用設備		七
22	情報通信機械器具製造業用設備		八
23	輸送用機械器具製造業用設備		九
24	その他の製造業用設備		九
25	農業用設備		七
26	林業用設備		五
27	漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）		五
28	水産養殖業用設備		五
29	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備 その他の設備	三 六 一二 六
30	総合工事業用設備		六
31	電気業用設備	電気業用水力発電設備 その他の水力発電設備 汽力発電設備 内燃力又はガスタービン発電設備 送電又は電気業用変電若しくは配電設備 需要者用計器 柱上変圧器 その他の設備 鉄道又は軌道業用変電設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	二二 二〇 一五 一五 一五 一八 二二 一五 一七 八
32	ガス業用設備	製造用設備 供給用設備 鋳鉄製導管 鋳鉄製導管以外の導管 需要者用計量器 その他の設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一〇 二二 一三 一三 一五 一七 八
33	熱供給業用設備		一七
34	水道業用設備		一八
35	通信業用設備		九
36	放送業用設備		六
37	映像、音声又は文字情報制作業用設備		八
38	鉄道業用設備	自動改札装置 その他の設備	五 一二



39	道路貨物運送業用設備		一二
40	倉庫業用設備		一二
41	運輸に附帯するサービス業用設備		一〇
42	飲食料品卸売業用設備		一〇
43	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。） その他の設備	一三八
44	飲食料品小売業用設備		九
45	その他の小売業用設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	八 一七八
46	技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	計量証明業用設備 その他の設備	八 一四
47	宿泊業用設備		一〇
48	飲食店業用設備		八
49	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		一三
50	その他の生活関連サービス業用設備		六
51	娯楽業用設備	映画館又は劇場用設備 遊園地用設備 ボウリング場用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一一 七 一三 一七八
52	教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備	教習用運転シミュレータ設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	五 一七八
53	自動車整備業用設備		一五
54	その他のサービス業用設備		一二
55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	機械式駐車設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一〇 一七八

#### 別表第四 生物の耐用年数表

種類	細目	耐用年数
牛	繁殖用（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。）	年
	役肉用牛	六
	乳用牛	四
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。） その他用	四 六
馬	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。）	六
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。）	六
	競走用	四
	その他用	八
豚		三
綿羊及びやぎ	種付用	四
	その他用	六
かんきつ樹	温州みかん	二八
	その他	三〇
りんご樹	わい化りんご	二〇
	その他	二九
ぶどう樹	温室ぶどう	一二
	その他	一五
なし樹		二六
桃樹		一五
桜桃樹		二一
びわ樹		三〇
くり樹		二五
梅樹		二五
かき樹		三六
あんず樹		二五
すもも樹		一六
いちじく樹		一一
キウイフルーツ樹		二二
ブルーベリー樹		二五
パイナップル		三

茶樹		三四
オリーブ樹		二五
つばき樹		二五
桑樹	立て通し 根刈り、中刈り、高刈り	一八 九
こりやなぎ		一〇
みつまた		五
こうぞ		九
もう宗竹		二〇
アスパラガス		一一
ラミー		八
まおらん		一〇
ホップ		九

**別表第五 公害防止用減価償却資産の耐用年数表**

種類	耐用年数
構築物	年 一八
機械及び装置	五

#### IV 参考

別表第二 機械及び装置の耐用年数表における新旧資産区分の対照表

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
1	食料品製造業用設備	1	食肉又は食鳥処理加工設備
		2	鶏卵処理加工又はマヨネーズ製造設備
		3	市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料その他の乳製品製造設備（集乳設備を含む。）
		4	水産練製品、つくだ煮、寒天その他の水産食料品製造設備
		5	つけ物製造設備
		6	トマト加工品製造設備
		7	その他の果実又はそ菜処理加工設備 むろ内用バナナ熟成装置 その他の設備
		8	かん詰又はびん詰製造設備
		9	化学調味料製造設備
		10	味そ又はしょう油（だしの素類を含む。）製造設備 コンクリート製仕込そう その他の設備
		10の2	食酢又はソース製造設備
		11	その他の調味料製造設備
		12	精穀設備
		13	小麦粉製造設備
		14	豆腐類、こんにやく又は食ふ製造設備
		15	その他の豆類処理加工設備
		16	コーンスターチ製造設備
		17	その他の農産物加工設備 粗製でん粉貯そう その他の設備
		18	マカロニ類又は即席めん類製造設備
		19	その他の乾めん、生めん又は強化米製造設備
		20	砂糖製造設備
		21	砂糖精製設備
		22	水あめ、ぶどう糖又はカラメル製造設備
		23	パン又は菓子類製造設備
		30	その他の飲料製造設備
		31	酵母、酵素、種菌、麦芽又はこうじ製造設備（医薬用のものを除く。）

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
		32	動植物油脂製造又は精製設備（マーガリン又はリンター製造設備を含む。）
		36	その他の食料品製造設備
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	15	その他の豆類処理加工設備
		24	荒茶製造設備
		25	再製茶製造設備
		26	清涼飲料製造設備
		27	ビール又は発酵法による発ぼう酒製造設備
		28	清酒、みりん又は果実酒製造設備
		29	その他の酒類製造設備
		30	その他の飲料製造設備
		33	冷凍、製氷又は冷蔵業用設備 結氷かん及び凍結さら その他の設備
		34	発酵飼料又は酵母飼料製造設備
		35	その他の飼料製造設備
		85	配合肥料その他の肥料製造設備
3	繊維工業用設備		
		197	炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 黒鉛化炉
		197	炭素繊維製造設備 その他の設備 その他の設備
		37	生糸製造設備 自動繰糸機 その他の設備
		38	繭乾燥業用設備
		39	紡績設備
		42	合成繊維かさ高加工糸製造設備
		43	ねん糸業用又は糸（前号に掲げるものを除く。） 製造業用設備
		44	織物設備
		45	メリヤス生地、編み手袋又はくつ下製造設備
		46	染色整理又は仕上設備 圧縮用電極板 その他の設備

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
		48	洗毛、化炭、羊毛トップ、ラップペニー、反毛、製綿又は再生綿業用設備
		49	整経又はサイジング業用設備
		50	不織布製造設備
		51	フェルト又はフェルト製品製造設備
		52	綱、綱又はひも製造設備
		53	レース製造設備 ラッセルレース機 その他の設備
		54	塗装布製造設備
		55	繊維製又は紙製衛生材料製造設備
		56	縫製品製造業用設備
		57	その他の繊維製品製造設備
		147	レーヨン糸又はレーヨンステープル製造設備
		148	酢酸繊維製造設備
		149	合成繊維製造設備
4	木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備	59	製材業用設備 製材用自動送材装置 その他の設備
		60	チップ製造業用設備
		61	単板又は合板製造設備
		62	その他の木製品製造設備
		63	木材防腐処理設備
		313	コルク又はコルク製品製造設備
5	家具又は装備品製造業用設備	62	その他の木製品製造設備
		209	石工品又は擬石製造設備
		249	金属製家具若しくは建具又は建築金物製造設備 めつき又はアルマイト加工設備 溶接設備 その他の設備
6	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	55	繊維製又は紙製衛生材料製造設備
		64	パルプ製造設備
		65	手すき和紙製造設備
		66	丸網式又は短網式製紙設備
		67	長網式製紙設備
		68	ヴァルカナイズドファイバー又は加工紙製造設備

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
		69	段ボール、段ボール箱又は板紙製容器製造設備
		70	その他の紙製品製造設備
		72	セロファン製造設備
		73	繊維板製造設備
7	印刷業又は印刷関連業用設備		
	デジタル印刷システム設備	75	印刷設備
		79	写真製版業用設備
	製本業用設備	78	製本設備
	新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備	74	日刊新聞紙印刷設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備
	その他の設備	75	印刷設備
		76	活字鋳造業用設備
		77	金属板その他の特殊物印刷設備
		71	枚葉紙樹脂加工設備
		80	複写業用設備
8	化学工業用設備		
	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	97	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備 よう素用坑井設備 その他の設備
	塩化りん製造設備	99	塩化りん製造設備
	活性炭製造設備	117	活性炭製造設備
	ゼラチン又はにかわ製造設備	171	ゼラチン又はにかわ製造設備
	半導体用フォトレジスト製造設備	173	半導体用フォトレジスト製造設備
	フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	268の2	フラットパネルディスプレイ又はフラットパネル用フィルム材料製造設備
	その他の設備	81	アンモニア製造設備
		82	硫酸又は硝酸製造設備
		83	溶成りん肥製造設備
		84	その他の化学肥料製造設備
		86	ソーダ灰、塩化アンモニウム、か性ソーダ又はか性カリ製造設備（塩素処理設備を含む。）
		87	硫化ソーダ、水硫化ソーダ、無水ほう硝、青化ソーダ又は過酸化ソーダ製造設備

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
		88	その他のソーダ塩又はカリ塩（第97号（塩素酸塩を除く。）、第98号及び第106号に掲げるものを除く。）製造設備
		89	金属ソーダ製造設備
		90	アンモニウム塩（硫酸アンモニウム及び塩化アンモニウムを除く。）製造設備
		91	炭酸マグネシウム製造設備
		92	苦汁製品又はその誘導體製造設備
		93	軽質炭酸カルシウム製造設備
		94	カーバイド製造設備（電極製造設備を除く。）
		95	硫酸鉄製造設備
		96	その他の硫酸塩又は亜硫酸塩製造設備（他の号に掲げるものを除く。）
		98	ふつ酸その他のふつ素化合物製造設備
		100	りん酸又は硫化りん製造設備
		101	りん又はりん化合物製造設備（他の号に掲げるものを除く。）
		102	べんがら製造設備
		103	鉛丹、リサーチ又は亜鉛華製造設備
		104	酸化チタン、リトボン又はバリウム塩製造設備
		105	無水クロム酸製造設備
		106	その他のクロム化合物製造設備
		107	二酸化マンガン製造設備
		108	ほう酸その他のほう素化合物製造設備（他の号に掲げるものを除く。）
		109	青酸製造設備
		110	硝酸銀製造設備
		111	二硫化炭素製造設備
		112	過酸化水素製造設備
		113	ヒドラジン製造設備
		114	酸素、水素、二酸化炭素又は溶解アセチレン製造設備
		115	加圧式又は真空式製塩設備
		116	その他のかん水若しくは塩製造又は食塩加工設備 合成樹脂製濃縮盤及びイオン交換膜 その他の設備



改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
		118	その他の無機化学薬品製造設備
		119	石炭ガス、オイルガス又は石油を原料とする芳香族その他の化合物分離精製設備
		120	染料中間体製造設備
		121	アルキルベンゾール又はアルキルフェノール製造設備
		122	カプロラクタム、シクロヘキサノン又はテレフタル酸(テレフタル酸ジメチルを含む。)製造設備
		123	イソシアネート類製造設備
		124	炭化水素の塩化物、臭化物又はふつ化物製造設備
		125	メタノール、エタノール又はその誘導体製造設備(他の号に掲げるものを除く。)
		126	その他のアルコール又はケトン製造設備
		127	アセトアルデヒド又は酢酸製造設備
		128	シクロヘキシルアミン製造設備
		129	アミン又はメラミン製造設備
		130	ぎ酸、しゅう酸、乳酸、酒石酸(酒石酸塩類を含む。)、こはく酸、くえん酸、タンニン酸又は没食子酸製造設備
		131	石油又は天然ガスを原料とするエチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン又はアセチレン製造設備
		132	ビニールエーテル製造設備
		133	アクリルニトリル又はアクリル酸エステル製造設備
		134	エチレンオキサイド、エチレングリコール、プロピレンオキサイド、プロピレングリコール、ポリエチレングリコール又はポリプロピレングリコール製造設備
		135	スチレンモノマー製造設備
		136	その他オレフィン系又はアセチレン系誘導体製造設備(他の号に掲げるものを除く。)
		137	アルギン酸塩製造設備
		138	フルフラル製造設備
		139	セルロイド又は硝化綿製造設備
		140	酢酸繊維素製造設備

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
		141	繊維素グリコール酸ソーダ製造設備
		142	その他の有機薬品製造設備
		143	塩化ビニリデン系樹脂、酢酸ビニール系樹脂、ナイロン樹脂、ポリエチレンテレフタレート系樹脂、ふつ素樹脂又はけい素樹脂製造設備
		144	ポリエチレン、ポリプロピレン又はポリブテン製造設備
		145	尿素系、メラミン系又は石炭酸系合成樹脂製造設備
		146	その他の合成樹脂又は合成ゴム製造設備
		150	石けん製造設備
		151	硬化油、脂肪酸又はグリセリン製造設備
		152	合成洗剤又は界面活性剤製造設備
		153	ビタミン剤製造設備
		154	その他の医薬品製造設備（製剤又は小分包装設備を含む。）
		155	殺菌剤、殺虫剤、殺そ剤、除草剤その他の動植物用製剤製造設備
		156	産業用火薬類（花火を含む。）製造設備
		157	その他の火薬類製造設備（弾薬装てん又は組立設備を含む。）
		158	塗料又は印刷インキ製造設備
		159	その他のインキ製造設備
		160	染料又は顔料製造設備（他の号に掲げるものを除く。）
		161	抜染剤又は漂白剤製造設備（他の号に掲げるものを除く。）
		162	試薬製造設備
		163	合成樹脂用可塑剤製造設備
		164	合成樹脂用安定剤製造設備
		165	有機ゴム薬品、写真薬品又は人造香料製造設備
		166	つや出し剤、研磨油剤又は乳化油剤製造設備
		167	接着剤製造設備
		168	トール油精製設備
		169	りゆう脳又はしょう脳製造設備
		170	化粧品製造設備

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
		172	写真フィルムその他の写真感光材料（銀塩を使用するものに限る。）製造設備（他の号に掲げるものを除く。）
		175	化工でん粉製造設備
		176	活性白土又はシリカゲル製造設備
		177	選鉱剤製造設備
		178	電気絶縁材料（マイカ系を含む。）製造設備
		179	カーボンブラック製造設備
		180	その他の化学工業製品製造設備
		197の2	その他の炭素製品製造設備 黒鉛化炉 その他の設備
		316	ろうそく製造設備
		320	木ろう製造又は精製設備
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備	181	石油精製設備（廃油再生又はグリース類製造設備を含む。）
		182	アスファルト乳剤その他のアスファルト製品製造設備
		183	ピッチコークス製造設備
		184	練炭、豆炭類、オガライト（オガタンを含む。）又は炭素粉末製造設備
		185	その他の石油又は石炭製品製造設備
		354	石炭ガス、石油ガス又はコークス製造設備（ガス精製又はガス事業用特定ガス発生設備を含む。）
10	プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	307	合成樹脂成形加工又は合成樹脂製品加工業用設備
		308	発泡ポリウレタン製造設備
11	ゴム製品製造業用設備	186	タイヤ又はチューブ製造設備
		187	再生ゴム製造設備
		188	フォームラバー製造設備
		189	糸ゴム製造設備
		190	その他のゴム製品製造設備
		192	機械ぐつ製造設備
		307	合成樹脂成形加工又は合成樹脂製品加工業用設備
12	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	191	製革設備
		192	機械ぐつ製造設備

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
		193	その他の革製品製造設備
13	窯業又は土石製品製造業用設備	194	板ガラス製造設備（みがき設備を含む。） 溶解炉 その他の設備
		195	その他のガラス製品製造設備（光学ガラス製造設備を含む。） るつば炉及びデータンク炉 溶解炉 その他の設備
		196	陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、 はい土又はうわ薬製造設備 倒炎がま 塩融式のもの 倒炎がま その他のもの トンネルがま その他の炉 その他の設備
		197の2	その他の炭素製品製造設備 黒鉛化炉 その他の設備
		198	人造研削材製造設備 溶解炉 その他の設備
		199	研削と石又は研摩布紙製造設備 加硫炉 トンネルがま その他の焼成炉 その他の設備
		200	セメント製造設備
		201	生コンクリート製造設備
		202	セメント製品（気ほうコンクリート製品を含む。）製造設備 移動式製造又は架設設備及び振動加圧式成形設備 その他の設備
		204	石灰又は苦石灰製造設備
		205	石こうボード製造設備 焼成炉 その他の設備
		206	ほうろう鉄器製造設備 るつば炉 その他の炉 その他の設備

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
		207	石綿又は石綿セメント製品製造設備
		208	岩綿（鉱さい繊維を含む。）又は岩綿製品製造設備
		209	石工品又は擬石製造設備
		210	その他の窯業製品又は土石製品製造設備 トンネルがま その他の炉 その他の設備
		326	砂利採取又は岩石の採取若しくは碎石設備
14	鉄鋼業用設備		
	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	218の2	鉄くず処理業用設備
		232	金属粉末又ははく（圧延によるものを除く。）製造設備
		244	その他のめつき又はアルマイト加工設備
		245の2	合成樹脂被覆、彫刻又はアルミニウムはくの加工設備 脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置 その他の設備
	純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製造業用設備	212	純鉄又は合金鉄製造設備
		219	鉄鋼鍛造業用設備
		220	鋼鑄物又は鋳鉄鑄物製造業用設備
	その他の設備	211	製鉄設備
		213	製鋼設備
		214	連続式鑄造鋼片製造設備
		215	鉄鋼熱間圧延設備
		216	鉄鋼冷間圧延又は鉄鋼冷間成形設備
		217	鋼管製造設備
		218	鉄鋼伸線（引き抜きを含む。）設備及び鉄鋼卸売業用シャーリング設備並びに伸鉄又はシャーリング業用設備
		222	その他の鉄鋼業用設備
		234	鋼索製造設備
		237	くぎ、リベット又はスプリング製造業用設備
		238	溶接金網製造設備
		243	電気錫めつき鉄板製造設備
15	非鉄金属製造業用設備		
	核燃料物質加工設備	251の2	核燃料物質加工設備

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
	その他の設備	218	鉄鋼伸線（引き抜きを含む。）設備及び鉄鋼卸売業用シャーリング設備並びに伸鉄又はシャーリング業用設備
		223	銅、鉛又は亜鉛製錬設備
		224	アルミニウム製錬設備
		225	ベリリウム銅母合金、マグネシウム、チタニウム、ジルコニウム、タンタル、クロム、マンガン、シリコン、ゲルマニウム又は希土類金属製錬設備
		226	ニッケル、タングステン又はモリブデン製錬設備
		227	その他の非鉄金属製錬設備
		228	チタニウム造塊設備
		229	非鉄金属圧延、押出又は伸線設備
		230	非鉄金属鋳物製造業用設備 ダイカスト設備 その他の設備
		231	電線又はケーブル製造設備
		231の2	光ファイバー製造設備
		232	金属粉末又ははく（圧延によるものを除く。）製造設備
		252	その他の金属製品製造設備
16	金属製品製造業用設備		
	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	232	金属粉末又ははく（圧延によるものを除く。）製造設備
		244	その他のめつき又はアルマイト加工設備
		245	金属塗装設備 脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置 その他の設備
		245の2	合成樹脂被覆、彫刻又はアルミニウムはくの加工設備 脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置 その他の設備
	その他の設備	221	金属熱処理業用設備
		233	粉末冶金製品製造設備
		234	鋼索製造設備
		235	鎖製造設備
		236	溶接棒製造設備

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
		237	くぎ、リベット又はスプリング製造業用設備
		237の2	ねじ製造業用設備
		238	溶接金網製造設備
		239	その他の金網又は針金製品製造設備
		241	押出しチューブ又は自動組立方式による金属かん製造設備
		242	その他の金属製容器製造設備
		246	手工具又はのこぎり刃その他の刃物類（他の号に掲げるものを除く。）製造設備
		247	農業用機具製造設備
		248	金属製洋食器又はかみそり刃製造設備
		249	金属製家具若しくは建具又は建築金物製造設備 めつき又はアルマイト加工設備 溶接設備 その他の設備
		250	鋼製構造物製造設備
		251	プレス、打抜き、しぼり出しその他の金属加工品製造業用設備 めつき又はアルマイト加工設備 その他の設備
		252	その他の金属製品製造設備
		259	機械工具、金型又は治具製造業用設備
		266	食品用、暖ちゆう房用、家庭用又はサービス用機器（電気機器を除く。）製造設備
		280	その他の車両部分品又は附属品製造設備
17	はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（第20号及び第22号に掲げるものを除く。）	253	ボイラー製造設備
		254	エンジン、タービン又は水車製造設備
		259	機械工具、金型又は治具製造業用設備
		261	風水力機器、金属製弁又は遠心分離機製造設備
		261の2	冷凍機製造設備
		262	玉又はコロ軸受若しくは同部分品製造設備
		263	歯車、油圧機器その他の動力伝達装置製造業用設備
		264	その他の産業用機器又は部分品若しくは附属品製造設備
		278	車両用エンジン、同部分品又は車両用電装品製造設備（ミッション又はクラッチ製造設備を含む。）

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
		286	その他の輸送用機器製造設備
		295	前掲以外の機械器具、部分品又は附属品製造設備
18	生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（次号及び第21号に掲げるものを除く。）		
	金属加工機械製造設備	257	金属加工機械製造設備
	その他の設備	255	農業用機械製造設備
		256	建設機械、鉱山機械又は原動機付車両（他の号に掲げるものを除く。）製造設備
		258	鑄造用機械、合成樹脂加工機械又は木材加工用機械製造設備
		259	機械工具、金型又は治具製造業用設備
		260	繊維機械（ミシンを含む。）又は同部分品若しくは附属品製造設備
		261	風水力機器、金属製弁又は遠心分離機製造設備
		263の2	産業用ロボット製造設備
		264	その他の産業用機器又は部分品若しくは附属品製造設備
		266	食品用、暖ちゆう房用、家庭用又はサービス用機器（電気機器を除く。）製造設備
19	業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（第17号、第21号及び第23号に掲げるものを除く。）	157	その他の火薬類製造設備（弾薬装てん又は組立設備を含む。）
		252	その他の金属製品製造設備
		256	建設機械、鉱山機械又は原動機付車両（他の号に掲げるものを除く。）製造設備
		265	事務用機器製造設備
		266	食品用、暖ちゆう房用、家庭用又はサービス用機器（電気機器を除く。）製造設備
		280	その他の車両部分品又は附属品製造設備
		285	航空機若しくは同部分品（エンジン、機内空気加圧装置、回転機器、プロペラ、計器、降着装置又は油圧部品に限る。）製造又は修理設備
		287	試験機、測定器又は計量機製造設備
		288	医療用機器製造設備
		288の2	理化学用機器製造設備
		289	レンズ又は光学機器若しくは同部分品製造設備



改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
		290	ウォッチ若しくは同部分品又は写真機用シャッター製造設備
		292	銃弾製造設備
		293	銃砲、爆発物又は信管、薬きょうその他の銃砲用品製造設備
		295	前掲以外の機械器具、部分品又は附属品製造設備
		310	歯科材料製造設備
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備		
	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備	268の3	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備
	プリント配線基板製造設備	272の2	プリント配線基板製造設備
	フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	268の2	フラットパネルディスプレイ又はフラットパネル用フィルム材料製造設備
		271	半導体集積回路（素子数が五百以上のものに限る。）製造設備
		271の2	その他の半導体素子製造設備
	その他の設備	174	磁気テープ製造設備
		268	電気計測器、電気通信用機器、電子応用機器又は同部分品（他の号に掲げるものを除く。）製造設備
		270	電球、電子管又は放電燈製造設備
		272	抵抗器又は蓄電器製造設備
		272の3	フェライト製品製造設備
		273	電気機器部分品製造設備
21	電気機械器具製造業用設備	267	産業用又は民生用電気機器製造設備
		268	電気計測器、電気通信用機器、電子応用機器又は同部分品（他の号に掲げるものを除く。）製造設備
		270	電球、電子管又は放電燈製造設備
		272	抵抗器又は蓄電器製造設備
		273	電気機器部分品製造設備
		274	乾電池製造設備
		274の2	その他の電池製造設備
		278	車両用エンジン、同部分品又は車両用電装品製造設備（ミッション又はクラッチ製造設備を含む。）

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
22	情報通信機械器具製造業用設備	268	電気計測器、電気通信用機器、電子応用機器又は同部分品（他の号に掲げるものを除く。）製造設備
		269	交通信号保安機器製造設備
23	輸送用機械器具製造業用設備	56	縫製品製造業用設備
		254	エンジン、タービン又は水車製造設備
		256	建設機械、鉱山機械又は原動機付車両（他の号に掲げるものを除く。）製造設備
		275	自動車製造設備
		276	自動車車体製造又は架装設備
		277	鉄道車両又は同部分品製造設備
		278	車両用エンジン、同部分品又は車両用電装品製造設備（ミッション又はクラッチ製造設備を含む。）
		279	車両用ブレーキ製造設備
		280	その他の車両部分品又は附属品製造設備
		281	自転車又は同部分品若しくは附属品製造設備 めつき設備 その他の設備
		282	鋼船製造又は修理設備
		283	木船製造又は修理設備
		284	船用推進器、甲板機械又はハッチカバー製造設備 鋳造設備 その他の設備
		285	航空機若しくは同部分品（エンジン、機内空気加圧装置、回転機器、プロペラ、計器、降着装置又は油圧部品に限る。）製造又は修理設備
286	その他の輸送用機器製造設備		
24	その他の製造業用設備	62	その他の木製品製造設備
		156	産業用火薬類（花火を含む。）製造設備
		184	練炭、豆炭類、オガライト（オガタンを含む。）又は炭素粉末製造設備
		195	その他のガラス製品製造設備（光学ガラス製造設備を含む。） るつぼ炉及びデータンク炉 溶解炉 その他の設備
		239	その他の金網又は針金製品製造設備

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
		240	縫針又はミシン針製造設備
		252	その他の金属製品製造設備
		265	事務用機器製造設備
		270	電球、電子管又は放電燈製造設備
		281	自転車又は同部分品若しくは附属品製造設備 めつき設備 その他の設備
		289	レンズ又は光学機器若しくは同部分品製造設備
		290	ウオッチ若しくは同部分品又は写真機用シャッター製造設備
		291	クロック若しくは同部分品、オルゴールムーブメント又は写真フィルム用スプール製造設備
		293	銃砲、爆発物又は信管、薬きょうその他の銃砲用品製造設備
		296	機械産業以外の設備に属する修理工場用又は工作工場用機械設備
		297	楽器製造設備
		298	レコード製造設備 吹込設備 その他の設備
		299	がん具製造設備 合成樹脂成形設備 その他の設備
		300	万年筆、シャープペンシル又はペン先製造設備
		301	ボールペン製造設備
		302	鉛筆製造設備
		303	絵の具その他の絵画用具製造設備
		304	身辺用細貨類、ブラシ又はシガレットライター製造設備 製鎖加工設備 その他の設備 前掲の区分によらないもの
		305	ボタン製造設備
		306	スライドファスナー製造設備 自動務歯成形又はスライダ製造機 自動務歯植付機 その他の設備
		309	繊維壁材製造設備
		311	真空蒸着処理業用設備

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
		312	マッチ製造設備
		314	つりざお又は附属品製造設備
		315	墨汁製造設備
		317	リノリウム、リノタイル又はアスファルトタイル製造設備
		318	畳表製造設備 織機、い草選別機及びい割機 その他の設備
		319	畳製造設備
		319の2	その他のわら工品製造設備
		323	真珠、貴石又は半貴石加工設備
		325	前掲以外の製造設備
25	農業用設備	322	蚕種製造設備 人工ふ化設備 その他の設備
		368	種苗花き園芸設備
		別表第七	電動機
		◇	内燃機関、ボイラー及びポンプ
		◇	トラクター 歩行型トラクター その他のもの
		◇	耕うん整地用機具
		◇	耕土造成改良用機具
		◇	栽培管理用機具
		◇	防除用機具
		◇	穀類収穫調製用機具 自脱型コンバイン、刈取機（ウインドロウアーを除くものとし、バインダーを含む。）、稲わら収集機（自走式のものを除く。）及びわら処理カッター その他のもの
		◇	飼料作物収穫調製用機具 モア、ハーコンディショナー（自走式のものを除く。）、ハーレーキ、ハーテッダー、ハーテッダーレーキ、フォレンジハーベスター（自走式のものを除く。）、ハーベラー（自走式のものを除く。）、ハープレス、ハーローダー、ハードライヤー（連続式のものを除く。）、ハーエレ

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
			ベーター、フォレージプロアー、サイレージディストリビューター、サイレージアンローダー及び飼料細断機 その他のもの
		ク	果樹、野菜又は花き収穫調製用機具 野菜洗浄機、洗浄機及び掘取機 その他のもの
		ク	その他の農作物収穫調製用機具 い苗分割機、い草刈取機、い草選別機、 い割機、粒選機、収穫機、掘取機、つる 切機及び茶摘機 その他のもの
		ク	農産物処理加工用機具（精米又は精麦機を除く。） 花筵織機及び畳表織機 その他のもの
		ク	家畜飼養管理用機具 自動給じ機、自動給水機、搾乳機、牛乳 冷却機、ふ卵機、保温機、畜衡機、牛乳 成分検定用機具、人工授精用機具、育成 機、育すう機、ケージ、電牧器、カウト レーナー、マット、畜舎清掃機、ふん尿 散布機、ふん尿乾燥機及びふん焼却機 その他のもの
		ク	養蚕用機具 条桑刈取機、簡易保温用暖房機、天幕及 び回転まぶし その他のもの
		ク	運搬用機具
		ク	その他の機具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの その他のもの
26	林業用設備	58	可搬式造林、伐木又は搬出設備 動力伐採機 その他の設備
		321	松脂その他樹脂の製造又は精製設備
		334	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式 作業用機械設備
		別表第七	造林又は伐木用機具 自動穴掘機、自動伐木機及び動力刈払機 その他のもの

改正後の資産区分		改正前の資産区分		
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目	
		ク	その他の機具 乾燥用パーナー その他のもの 主として金属製のもの その他のもの その他のもの	
27	漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）	324の2	漁ろう用設備	
28	水産養殖業用設備	324	水産物養殖設備 竹製のもの その他のもの	
29	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備 石油又は天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備	330	石油又は天然ガス鉱業設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備	
		331	天然ガス圧縮処理設備 統合	
	その他の設備	326	砂利採取又は岩石の採取若しくは碎石設備	
		327	砂鉄鉱業設備	
		328	金属鉱業設備（架空索道設備を含む。）	
		329	石炭鉱業設備（架空索道設備を含む。） 採掘機械及びコンベヤ その他の設備 前掲の区分によらないもの	
		332	硫黄鉱業設備（製錬又は架空索道設備を含む。）	
		333	その他の非金属鉱業設備（架空索道設備を含む。）	
30	総合工事業用設備	334	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	
		335	その他の建設工業設備 排砂管及び可搬式コンベヤ ジーゼルパイルハンマー アスファルトプラント及びパッチャープラント その他の設備	
31	電気業用設備			
		電気業用水力発電設備	346	電気事業用水力発電設備
		その他の水力発電設備	347	その他の水力発電設備
		汽力発電設備	348	汽力発電設備
		内燃力又はガスタービン発電設備	349	内燃力又はガスタービン発電設備
	送電又は電気業用変電若しくは配電設備 需要者用計器 柱上変圧器 その他の設備	350	送電又は電気事業用変電若しくは配電設備 需要者用計器 柱上変圧器 その他の設備	

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
	鉄道又は軌道業用変電設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	351	鉄道又は軌道事業用変電設備
		369	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの
32	ガス業用設備		
	製造用設備	354	石炭ガス、石油ガス又はコークス製造設備（ガス精製又はガス事業用特定ガス発生設備を含む。）
	供給用設備 鋳鉄製導管 鋳鉄製導管以外の導管 需要者用計量器 その他の設備	356	ガス事業用供給設備 ガス導管 鋳鉄製のもの ガス導管 その他のもの 需要者用計量器 その他の設備
	その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	369	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの
33	熱供給業用設備	369	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの
34	水道業用設備	357	上水道又は下水道業用設備
35	通信業用設備	343	国内電気通信事業用設備 デジタル交換設備及び電気通信処理設備 アナログ交換設備 その他の設備
		343の2	国際電気通信事業用設備 デジタル交換設備及び電気通信処理設備 アナログ交換設備 その他の設備
		345	その他の通信設備（給電用指令設備を含む。）
36	放送業用設備	344	ラジオ又はテレビジョン放送設備
37	映像、音声又は文字情報制作業用設備	363	映画製作設備（現像設備を除く。） 照明設備 撮影又は録音設備 その他の設備
38	鉄道業用設備		
	自動改札装置	369	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
	その他の設備	337	鋼索鉄道又は架空索道設備 鋼索 その他の設備
		351の2	列車遠隔又は列車集中制御設備
39	道路貨物運送業用設備	340	荷役又は倉庫業用設備及び卸売又は小売業の荷役又は倉庫用設備 移動式荷役設備 くん蒸設備 その他の設備
40	倉庫業用設備	33	冷凍、製氷又は冷蔵業用設備 結氷かん及び凍結さら その他の設備
		340	荷役又は倉庫業用設備及び卸売又は小売業の荷役又は倉庫用設備 移動式荷役設備 くん蒸設備 その他の設備
41	運輸に附帯するサービス業用設備	334	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備
		340	荷役又は倉庫業用設備及び卸売又は小売業の荷役又は倉庫用設備 移動式荷役設備 くん蒸設備 その他の設備
		341	計量証明業用設備
		342	船舶救難又はサルベージ設備
42	飲食料品卸売業用設備	1	食肉又は食鳥処理加工設備
		7	その他の果実又はそ菜処理加工設備 むろ内用バナナ熟成装置 その他の設備
		12	精穀設備
		15	その他の豆類処理加工設備
43	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備		
	石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。）	338	石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。）
	その他の設備	218	鉄鋼伸線（引き抜きを含む。）設備及び鉄鋼卸売業用シャーリング設備並びに伸鉄又はシャーリング業用設備
		218の2	鉄くず処理業用設備
		360の2	故紙梱包設備



改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
44	飲食料品小売業用設備	1	食肉又は食鳥処理加工設備
45	その他の小売業用設備		
	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	339	ガソリンスタンド設備
	その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	339の2	液化石油ガススタンド設備
		369	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの
46	技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）		
	計量証明業用設備	341	計量証明業用設備
	その他の設備	336	測量業用設備 カメラ その他の設備
47	宿泊業用設備	358	ホテル、旅館又は料理店業用設備及び給食用設備 引湯管 その他の設備
48	飲食店業用設備	358	ホテル、旅館又は料理店業用設備及び給食用設備 引湯管 その他の設備
49	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	359	クリーニング設備
		360	公衆浴場設備 かま、温水器及び温かん その他の設備
50	その他の生活関連サービス業用設備	48	洗毛、化炭、羊毛トップ、ラップペニー、反毛、製綿又は再生綿業用設備
		361	火葬設備
		364	天然色写真現像焼付設備
		365	その他の写真現像焼付設備
51	娯楽業用設備		
	映画館又は劇場用設備	366	映画又は演劇興行設備 照明設備 その他の設備
	遊園地用設備	367	遊園地用遊戯設備（原動機付のものに限る。）
	ボウリング場用設備	367の2	ボウリング場用設備 レーン その他の設備

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
	その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	369	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの
52	教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業 用設備		
	教習用運転シミュレータ設備	369	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの
	その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	369	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの
53	自動車整備業用設備	294	自動車分解整備業用設備
		338の2	洗車業用設備
54	その他のサービス業用設備	1	食肉又は食鳥処理加工設備
55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の 区分によらないもの		
	機械式駐車設備	339の3	機械式駐車設備
	その他の設備	352	蓄電池電源設備
	主として金属製のもの その他のもの	353	フライアッシュ採取設備
		362	電光文字設備
		369	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの

【所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請書】

税務署受付印

1 1 8 0



所得税の たな卸資産の評価方法  
減価償却資産の償却方法 の変更承認申請書

\_\_\_\_\_ 税務署長

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日提出

納 税 地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (TEL - - )		
上記以外の 住 所 地 ・ 事 業 所 等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (TEL - - )		
フリガナ 氏 名	生年 月 日	大正 昭和 平成	年 月 日生
職 業	フリガナ 屋 号		

平成\_\_\_\_\_年から、 たな卸資産の評価方法  
減価償却資産の償却方法 を次のとおり変更したいので申請します。

1 たな卸資産の評価方法

事業の種類	資産の区分	現在の評価方法		採用しようとする 新たな評価方法
		現在の 方法	採用した 年	

2 減価償却資産の償却方法

	資産の種類 設備の種類	構造 又は 用途、細目	現在の償却方法		採用しようとする 新たな償却方法
			現在の 方法	採用した 年	
(1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産					
(2) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産					

3 変更しようとする理由（できるだけ具体的に記載します。）

4 その他参考事項

- (1) 上記2で「資産の種類・設備の種類」欄が「建物」の場合  
建物の取得年月日 昭和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日  
平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日
- (2) その他

関与税理士  
(TEL - - )

税務 署 欄	整 理 番 号	関係部門 連 絡	A	B	C	D	E
通信日付印の年月日						確認印	
年 月 日							

## 書 き 方

- 1 この申請書は、たな卸資産の評価方法又は減価償却資産の償却方法を現に行っている方法から、他の方法に変更しようとする場合に提出するものです。
- 2 この申請書は、たな卸資産の評価方法又は減価償却資産の償却方法を変更しようとする年の3月15日までに提出してください。

(注) 平成21年分の所得税について、平成20年度改正前の耐用年数省令において、異なる種類の区分に属する減価償却資産につき異なる償却の方法を選定している場合で、その減価償却資産が平成20年度改正後の耐用年数省令において、同一の種類の区分に属することとなったときで、その減価償却資産につき選定した償却の方法を変更しようとするときは、この届出書を平成22年3月15日までに提出することにより、変更の承認があったものとみなされます。

- 3 この申請書の標題及び本文の中の「たな卸資産の評価方法  
減価償却資産の償却方法」は、申請の内容に応じて不要な文字を抹消します。
- 4 「1 たな卸資産の評価方法」の各欄は、次のように記載します。
  - (1) 「事業の種類」欄には、評価の方法を変更しようとする事業の種類を、例えば、小売業、製造業又は漁業などと記載します。
  - (2) 「資産の区分」欄には、評価の方法を変更しようとするたな卸資産の区分を、(1)の事業の種類ごとに、例えば、商品、製品、半製品、原材料、消耗品などと記載します。
  - (3) 「現在の評価方法」欄には、評価の方法を変更しようとする資産について、既に届け出ている方法（届け出ない場合は、それぞれの資産の区分ごとに定められている法定の評価方法）を記載します。
- 5 「2 減価償却資産の償却方法」の各欄は、次のように記載します。
  - (1) 減価償却資産を取得した日に応じて「(1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産」又は「(2) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産」の各欄を使用します。
  - (2) 「資産の種類、設備の種類」欄には、償却の方法を変更しようとする減価償却資産の種類又は設備の種類を、例えば、建物、建物附属設備、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品などと記載します。
  - (3) 「構造又は用途、細目」欄には、償却の方法を変更しようとする資産の構造又は用途、細目を(1)の資産の種類又は設備の種類ごとに、例えば、木造、冷暖房設備、広告用、医療機器、その他のものなどと記載します。
  - (4) 「現在の償却方法」欄には、償却の方法を変更しようとする資産又は設備について、既に届け出ている方法（届け出ない場合は、それぞれの資産ごとに定められている法定の償却方法）を記載します。

(注) 平成10年4月1日以後に取得した「建物」の償却方法は、旧定額法又は定額法に限る（旧定率法又は定率法の選択はできません。）こととされています。
- 6 「3 変更しようとする理由」
  - (1) 3の(1)における建物の取得年月日について、相続、遺贈又は贈与（以下「相続等」といいます。）による取得の場合は、相続等の日を記載します。
  - (2) 3の「(2)その他」欄には、届出をすることとなった事情等を具体的に記載します。